

特殊設備安全監察条例

中華人民共和國國務院令第 373 号

《特殊設備安全監察条例》は 2003 年 2 月 19 日國務院第 68 回常務會議にてすでに成立したことを、ここに公布し、2003 年 6 月 1 日より施行するものとする。

總理 朱鎔基 二〇〇三年三月十一日

第一章 總則

第一條 特殊設備の安全監察を強化することにより、事故を防止及び減少させ、人民大衆の生命と財産の安全を保障し、經濟の發展を促進する為に、本条例を制定する。

第二條 本条例に述べる特殊設備とは、生命の安全に関わり、危険性の比較的高いボイラー、圧力容器（ボンベを含む、以下同じ）、圧力パイプ、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯樂設備を指す。

前項の特殊設備のリストは、國務院の特殊設備安全監督管理についての責任を負う部門（以下國務院特殊設備安全監督管理部門と略称する）が立案し、國務院の承認後執行される。

第三條 特殊設備の生産（設計、製造、据付、改造、補修を含む、以下同じ）使用、検査測定及びその監督検査については、本条例を遵守しなければならないが、本条例に別途規定のあるものは除外する。

軍事裝備、核施設、大氣圏内外を飛行する機器、鉄道機関車、海上施設と船舶及び炭坑坑道に使用される特殊設備の安全監察については、本条例を適用しない。

家屋建築現場及び都市部インフラストラクチャーの建設現場でクレーンを用いて据付や使用をする場合の監督管理は、建設行政主管部門が関連する法律、法規の規定に従い実施する。

第四條 國務院特殊設備安全監督管理部門は全国の特殊設備の安全監察業務に責任を負い、県以上の地方で特殊設備安全監督管理の責任を負う部門は本行政区域内の特殊設備について安全監察を実施する（以下特殊設備安全監督管理部門と總称する）。

第五條 特殊設備を生産、使用する単位は完璧な特殊設備安全管理制度と職場の安全責任制度を制定しなければならない。

特殊設備を生産、使用する単位の主要責任者はその単位の特殊設備の安全について全面的に責任を負わなければならない。

特殊設備を生産、使用する単位と特殊設備の検査測定機関は、特殊設備安全監督管理部門が法に照らして実施する特殊設備安全監察を受けなければならない。

第六條 特殊設備の検査測定機関は、本条例の規定に従い、検査測定業務を実施し、その検査測定結果及び鑑定結論について法律上の責任を負わなければならない。

第七條 県レベル以上の地方人民政府は特殊設備安全監督管理部門が法に照らして安全監察という職責を履行することを監督指導並びに支持し、特殊設備の安全監察中に存在する重大な問題について適時歩調を合わせて解決しなければならない。

第八条 国家は科学的な管理方法の推進を奨励し、先進的な技術を採用し、特殊設備の安全性能と管理水準を向上させ、特殊設備を生産、使用する単位の事故防止能力を増強させ、顕著な成果を収めた単位や個人に対し、表彰を行う。

第九条 いかなる単位や個人も本条例の規定に違反する行為に対して、特殊設備安全監督管理部門及び行政監察等の関連部門に告発する権利を有する。

特殊設備安全監督管理部門は特殊設備安全監察告発制度を制定し、告発電話、私書箱或いは電子メールアドレスを公表し、特殊設備の生産、使用及び検査測定について違法行為の告発を受理したら、適時処理しなければならない。

特殊設備安全監督管理部門及び行政監察等の関連部門は告発者の為に秘密を保持し、国家の関連規定に基づき表彰しなければならない。

第二章 特殊設備の生産

第十条 特殊設備を生産する単位は、本条例の規定及び國務院特殊設備安全監督管理部門が立案して公布した安全技術規範（以下安全技術規範と略称する）の要求に従い、生産活動を実施しなければならない。

特殊設備を生産する単位はその生産する特殊設備の安全性能について責任を負う。

第十一条 圧力容器を設計する単位は國務院特殊設備安全監督管理部門の許可を経て、初めて圧力容器の設計活動に従事することが出来る。

圧力容器を設計する単位は下記の条件を備えていなければならない。

- (一) 圧力容器の設計に適した設計者と設計審査者を擁する。
- (二) 圧力容器の設計に適した完璧な管理制度と責任制度を有する。

第十二条 ボイラー、圧力容器中のボンベ（以下ボンベと略称する）酸素貯蔵庫、ロープウェー、大型娯楽設備の設計文書は、國務院特殊設備安全監督管理部門が審査許可した検査測定機関の鑑定を経て、初めて製造に用いることが出来る。

第十三条 安全技術規範の要求に基づき、型式試験を実施すべき特殊設備製品、部品、或いは特殊設備の新製品や新部品を試作する際は、機械全体或いは部品の型式試験を実施しなければならない。

第十四条 ボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備及びその安全付属品、安全保護装置を製造、据付、改造する単位、及び、圧力パイプ用ホース、バルブ、フランジ、補修用機材、安全保護装置等（以下圧力パイプの部品と略称する）を製造する単位は、國務院特殊設備安全監督管理部門の許可を経て、初めて相応の活動に従事することができる。

前項の特殊設備を製造、据付、改造する単位は以下の条件を備えていなければならない。

- (一) 特殊設備の製造、据付、改造に適した専門技術者と技術工を擁する。
- (二) 特殊設備の製造、据付、改造に適した生産条件と測定手段を有する。
- (三) 完璧な品質管理制度と責任制度を有する。

第十五条 特殊設備を出荷する際は、安全技術規範に要求される設計文書、製品品質合格証明、据付及び使用補修説明、監督検査証明等の文書を添付しなければならない。

第十六条 ボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備を補修する単位は、特殊設備の補修に適した専門技術者と技術工及び必要な検査手段を有していなければならない。また、省、自治区、直轄市の特殊設備安全監督管理部門の許可を経て、初めて相応の補修活動に従事することが出来る。

第十七条 ボイラー、圧力容器、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の据付、改造、補修は、本条例に従い許可を取得した単位が実施しなければならない。

エレベーターの据付、改造、補修は、エレベーターを製造する単位或いはその単位が契約を経て委託し同意した、かつ本条例に従い許可を取得した単位が実施しなければならない。エレベーターを製造する単位はエレベーターの品質及び安全運行に係る品質問題について責任を負う。

特殊設備を据付、改造、補修する施工単位は施工前に実施を予定している特殊設備の据付、改造、補修状況を書面にて直轄市或いは区を設置している市の特殊設備安全監督管理部門に告知しなければならない。告知後直ちに施工することができる。

第十八条 エレベーター昇降路の土木建築工事は建設工事の品質要求に合致していなければならない。エレベーター据付の施工過程において、エレベーターを据付する単位は施工現場の安全生産要求を遵守し、現場の安全防護措置を遂行しなければならない。エレベーター据付の施工過程において、施工現場の安全生産監督は、関連部門が関連する法律や行政法規の規定に従い実施する。

エレベーター据付の施工過程において、エレベーターを据付する単位は建設施工の総請負単位による施工現場の安全生産についての管理に従い、かつ契約を締結し、各自の安全責任を明確にしなければならない。

第十九条 エレベーターの製造、据付、改造及び補修活動は、安全技術規範の要求を厳格に遵守しなければならない。エレベーターを製造する単位はその他の単位がエレベーターの据付、改造、補修活動を実施することを委託或いは同意し、その据付、改造、補修活動に対し安全指導と監督統制を実施しなければならない。エレベーターの据付、改造、補修活動の終了後、エレベーターを製造する単位は安全技術規範の要求に基づきエレベーターのチェックと試運転を実施し、かつチェックと試運転の結果について責任を負う。

第二十条 ボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の据付、改造、補修竣工後は、据付、改造、補修する施工単位は検収後 30 日以内に関連する技術資料を使用する単位に引渡さなければならない。使用する単位はそれを該当する特殊設備の安全技術資料の中に保存しなければならない。

第二十一条 ボイラー、圧力容器、圧力パイプの部品、クレーン、大型娯楽設備の製造過程、及びボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の据付、改造、重大な補修の過程は、国务院特殊設備安全監督管理部門が審査し許可した検査測定機関が安全技術規範の要求に基づき監督検査を実施しなければならない。監督検査に合格していないものは出荷或いは引渡して使用してはならない。

第二十二条 ポンペを充填する単位は省、自治区、直轄市の特殊設備安全監督管理部門の許可を経て、初めて充填活動に従事することができる。

ポンペを充填する単位は下記の条件を備えていなければならない。

(一) ポンペの充填と管理に適した管理者と技術者を擁する。

(二) ポンベの充填と管理に適した充填設備、測定手段、工場のスペースと建物、器具、安全設備と一定の気体貯蔵能力を有し、かつ安全技術規範の要求に合致したポンベを使用者に提供することが出来る。

(三) 完璧な充填安全管理制度、責任制度、緊急処理対策を有する。

ポンベを充填する単位はポンベ使用者が安全にポンベを使用するよう指導し、サービスを提供しなければならない。

第三章 特殊設備の使用

第二十三条 特殊設備を使用する単位は、本条例と安全生産に関する法律、行政法規の規定を厳格に実行し、特殊設備を安全に使用することを保証しなければならない。

第二十四条 特殊設備を使用する単位は、安全技術規範の要求に合致する特殊設備を使用しなければならない。特殊設備の使用開始前に、使用する単位はそれに本条例第十五条に規定する関連文書が添付されているかどうか照合しなければならない。

第二十五条 特殊設備の使用開始前或いは使用開始後 30 日以内に、特殊設備を使用する単位は直轄市或いは区を設置している市の特殊設備安全監督管理部門に登録しなければならない。登記の標識は当該特殊設備の目立つ位置に置くか或いは付着させなければならない。

第二十六条 特殊設備を使用する単位は特殊設備安全技術資料を作り上げなければならない。安全技術資料は以下の内容を包括していなければならない。

(一) 特殊設備の設計文書、製造単位、製品品質合格証明、使用保守説明等の文書及び据付技術文書と資料

(二) 特殊設備の定期検査と定期自己検査の記録

(三) 特殊設備の日常使用状況の記録

(四) 特殊設備及びその安全付属品、安全保護装置、測量コントロール装置及び関連付属計器の日常の保守保全記録

(五) 特殊設備の運行故障及び事故の記録

第二十七条 特殊設備を使用する単位は使用中の特殊設備に対し経常的に日常の保守保全を実施し、かつ定期的に自己検査を実施しなければならない。

特殊設備を使用する単位は使用中の特殊設備について少なくとも毎月一回自己検査を実施し、かつ記録しなければならない。特殊設備を使用する単位は使用中の特殊設備について自己検査と日常の保守保全を実施する際、異常を発見した場合、適時に処理しなければならない。

特殊設備を使用する単位は使用中の特殊設備の安全付属品、安全保護装置、測量コントロール装置及び関連する付属計器について、定期的にチェックし、点検修理し、かつ記録しなければならない。

第二十八条 特殊設備を使用する単位は安全技術規範の定期検査に関する要求に基づき、安全検査の合格有効期間が満了する 1 ヶ月前迄に特殊設備検査測定機関に定期検査の要望を出さなければならない。

検査測定機関は定期検査の要望を受けた後、安全技術規範の要求に基づき適時に検査を実施しなければならない。

定期検査を受けていない、或いは検査に合格していない特殊設備は、継続して使用してはならない。

第二十九条 特殊設備が故障したり或いは異常な状況が発生したら、使用する単位はその特殊設備に

対し全面的な検査を実施し、潜在的な事故原因を除去した後、初めて改めて使用を開始することが出来る。

第三十条 特殊設備に重大な潜在的事故原因が存在し、改造や補修の価値が無い、或いは安全技術規範に規定する使用年限を超えている場合は、特殊設備を使用する単位は適時に廃棄処分し、また最初に登記した特殊設備安全監督管理部門に抹消手続をしなければならない。

第三十一条 特殊設備を使用する単位は特殊設備の事故応急措置及び救援の計画書を制定しなければならない。

第三十二条 エレベーターの日常の保守保全は本条例に従い許可を得た据付、改造、補修を行う単位、或いはエレベーターを製造する単位が実施しなければならない。

エレベーターは少なくとも 15 日につき一回、清掃、潤滑、調整及び検査を実施しなければならない。

第三十三条 エレベーターの日常の保守保全をする単位は、保守保全中は国家安全技術規範の要求事項を厳格に実行し、その保守保全するエレベーターの安全技術性能を保証し、かつ現場の安全防護措置を確実にすることに責任を負い、施工の安全を保証しなければならない。

エレベーターの日常の保守保全をする単位は、その保守保全するエレベーターの安全性能について責任を負わなければならない。故障の通知を受けた後、直ちに現場にかけつけ、かつ必要な応急救援措置を講じなければならない。

第三十四条 エレベーター、ロープウェー、大型娯楽設備等、公衆にサービスを提供する特殊設備を運行営業して使用する単位は、特殊設備安全管理機関を設置する、或いは専任の安全管理者を配置しなければならない。その他の特殊設備を使用する単位は、状況に応じて特殊設備安全管理機関を設置する、或いは専任、兼任の安全管理者を配置しなければならない。

特殊設備の安全管理者は特殊設備の使用状況について経常的に検査を実施し、問題が現れたものは直ちに処理しなければならない。状況が緊急である場合は、特殊設備の使用停止を決定でき、かつ適時その単位の関係する責任者に報告する。

第三十五条 ロープウェー、大型娯楽設備を運行営業して使用する単位は、ロープウェー、大型娯楽設備の毎日の使用開始前に、試運転と定例の安全検査を実施し、かつ安全装置について検査と確認を実施しなければならない。

エレベーター、ロープウェー、大型娯楽設備を運行営業して使用する単位は、エレベーター、ロープウェー、大型娯楽設備の安全注意事項と警告表示を乗客の注意を引きやすい目立つ位置に置かなければならない。

第三十六条 ロープウェー、大型娯楽設備を運行営業して使用する単位の主要責任者はロープウェー、大型娯楽設備の安全知識に関して熟知し、かつロープウェー、大型娯楽設備の安全な使用について全面的に責任を負わなければならない。

ロープウェー、大型娯楽設備を運行営業して使用する単位の主要責任者は少なくとも毎月一回会議を召集し、ロープウェー、大型娯楽設備の安全な使用活動を監督指導し、検査しなければならない。

ロープウェー、大型娯楽設備を運行営業して使用する単位は、その単位の実際の状況と結びつけ、相応の数量の救援装備と応急手当物品を配備しなければならない。

第三十七条 エレベーター、ロープウェー、大型娯楽設備の乗客は使用に際しての安全注意事項の要

求を遵守し、関係係員の指揮に従わなければならない。

第三十八条 エレベーターの使用開始後、エレベーターを製造する単位はその製造するエレベーターの安全な運行状況について追跡調査を実施しなければならない。エレベーターの日常的な保守保全をする単位或いはエレベーターを使用する単位の、安全運行面に存在する問題について、改善提案を出し、かつ必要な技術援助を提供する。エレベーターに重大な潜在的事故原因があることが発見された場合は、特殊設備安全監督管理部門に適時報告しなければならない。エレベーターを製造する単位は調査の状況について、記録をしなければならない。

第三十九条 ボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の作業員及びその関係する管理者（以下特殊設備作業員と総称する）は、国家の関連規定に基づき特殊設備安全監督管理部門の審査に合格し、国家統一フォームの特殊作業員証書を取得して、初めて相当の作業或いは管理業務に従事することが出来る。

第四十条 特殊設備を使用する単位は特殊設備作業員に対し特殊設備の安全教育と訓練を実施し、特殊設備作業員が特殊設備の安全作業について必要な知識を備えることを保証しなければならない。

特殊設備作業員は作業中、特殊設備の操作規程と関連する安全規則制度を厳格に実行しなければならない。

第四十一条 特殊設備作業者は作業過程において潜在的な事故原因或いはその他の非安全要素を発見したら、直ちに現場の安全管理者と単位の関係責任者に報告しなければならない。

第四章 検査と測定

第四十二条 本条例に規定する監督検査、定期検査、型式試験検査測定業務に従事する特殊設備検査測定機関は、國務院特殊設備安全監督管理部門の審査許可を経なければならない。

特殊設備を使用する単位が設立した特殊設備検査測定機関は、國務院特殊設備安全監督管理部門の審査許可を経て、その単位の一定の範囲内における特殊設備の定期検査、型式検査の業務に責任を負う。

第四十三条 特殊設備検査測定機関は、下記の条件を備えていなければならない。

- (一) 従事する検査測定業務に適した検査測定者を擁する。
- (二) 従事する検査測定業務に適した検査測定計器と設備を有する。
- (三) 完璧な検査測定管理制度、検査測定責任制度を有する。

第四十四条 特殊設備の監督検査、定期検査及び型式試験は本条例に従い審査許可した特殊設備検査測定機関が実施しなければならない。

特殊設備の検査測定業務は安全技術規範の要求に合致しなければならない。

第四十五条 本条例に規定する監督検査、定期検査及び型式試験に従事する特殊設備の検査測定者は、國務院特殊設備安全監督管理部門が組織して行う考査に合格し、検査測定者証書を取得して、初めて検査測定業務に従事することができる。

検査測定者が検査測定業務に従事する際は、特殊設備検査測定機関の中で業務を執り行わなければならない。ただし同時に二つ以上の検査測定機関で業務を執り行ってはならない。

第四十六条 特殊設備検査測定機関と検査測定者が特殊設備の検査測定を実施する際は、誠実であるという原則と、企業に便宜を図るという原則にのっとり、特殊設備を生産、使用する単位に確かですばやい検査測定サービスを提供しなければならない。

特殊設備検査測定機関と検査測定者は、関係する検査測定を受ける単位の商業上の秘密について、守秘義務を負う。

第四十七条 特殊設備検査測定機関と検査測定者は、検査測定結果と鑑定結論を客観的かつ公正に、また適時に出さなければならない。検査測定結果、鑑定結論は検査測定者が署名した後、検査測定機関の責任者が署名する。

特殊設備検査測定機関と検査測定者は、検査測定結果と鑑定結論について責任を負う。

国務院特殊設備安全監督管理部門は、組織して特殊設備検査測定機関の検査測定結果と鑑定結論について、抜き取り検査の監督を実施しなければならない。県以上の地方は特殊設備安全監督管理の責任を負う部門がその行政区域内においても組織して抜き取り検査の監督をすることが出来る。ただし抜き取り検査の重複を防止する必要がある。抜き取り検査を監督した結果は社会に公表しなければならない。

第四十八条 特殊設備検査測定機関と検査測定者は、特殊設備の生産と販売に従事してはならない。また、その名義で特殊設備を推薦或いは製造監督、販売監督してはならない。

第四十九条 特殊設備検査測定機関は特殊設備の検査測定を実施し、重大な潜在的事故原因を発見した場合、適時に特殊設備を使用する単位に告知し、かつ直ちに特殊設備安全監督管理部門に報告しなければならない。

第五十条 特殊設備検査測定機関と検査測定者は検査測定業務を利用して特殊設備を生産、使用する単位を故意に困らせた場合は、特殊設備を生産、使用する単位は特殊設備安全監督管理部門に訴え出る権利を有し、訴えを受けた特殊設備安全監督管理部門は適時に調査を行い解決しなければならない。

第五章 監督検査

第五十一条 特殊設備安全監督管理部門は本条例の規定に従い、特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関に対し、安全監察を実施する。

学校、幼稚園及び駅、フェリーターミナル、マーケット、スポーツ施設、展覧館、公園等、公衆の集まる場所の特殊設備については、特殊設備安全監督管理部門が重点的に安全監察を実施しなければならない。

第五十二条 特殊設備安全監督管理部門は、告発或いは得た違法嫌疑の証拠に基づき、本条例の規定違反の嫌疑がかかる行為について取り調べて処理する際、下記の職権を行使することが出来る。

(一)特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関の法人代表者、主要責任者及びその他関係者に、本条例に違反する生産、使用、検査測定に従事した嫌疑がかかっていることに関する状況を調査する。

(二)特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関の関連する契約書、領収書、帳簿及びその他関連資料を調べ、コピーする。

(三)安全技術規範の要求に合致しないこと、或いはその他重大な潜在的事故原因があることが明らかにされた証拠がある特殊設備、或いはその主要な部品について、差し押さえ、或いは押収する。

第五十三条 本条例の規定に従い、許可、審査許可、登記を実施する特殊設備安全監督管理部門は、

本条例に規定された条件と安全技術規範の要求に厳格に従い関連事項について審査を行わなければならない。本条例に規定された条件と安全技術規範の要求に合致しないものは、許可、審査許可、登記してはならない。

法によらずに許可を取得し審査許可され登記された単位で、無断で特殊設備の生産、使用或いは検査測定活動に従事したものは、特殊設備安全監督管理部門が取り締まる、或いは法に照らして解決しなければならない。

既に許可を取得し審査許可、登記された特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関については、特殊設備安全監督管理部門がもはやそれが本条例の規定の条件と安全技術規範の要求に合致していないことを発見した場合、法に照らして元の許可、審査許可、登記を取り消さなければならない。

第五十四条 特殊設備安全監督管理部門は本条例に規定する関連行政が審査し指示する事項を取り扱う際、その受理、審査、許可、審査許可の手順を必ず公開し、かつ申請を受理した日より30日以内に、許可、審査許可する、或いは許可、審査許可しないとの決定を下さなければならない。許可、審査許可しないものについては、書面にて申請者に理由を説明しなければならない。

第五十五条 地方の各級の特殊設備安全監督管理部門は如何なる形式でも地方の保護と地区の封鎖をおこなってはならない。既に本条例の規定に従いその他の地方で許可を取得した特殊設備を生産する単位について重複して許可を出してはならない。また、本条例の規定に従いその他の地方で検査測定に合格した特殊設備について、重複して検査測定を実施することを要求してはならない。

第五十六条 特殊設備安全監督管理部門の安全監察員（以下特殊設備安全監察員と略称する）は関連する法律、法規、規則と安全技術規範を熟知し、相応の専門知識と業務経験を備え、かつ国务院特殊設備安全監督管理部門の考査を経て、特殊設備安全監察員証書を取得しなければならない。

特殊設備安全監察員は職務に忠実で、原則を堅持し、公平に法を執行しなければならない。

第五十七条 特殊設備安全監督管理部門は特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関に対し安全監察を実施する際、二名以上の特殊設備安全監察員を参加させ、かつ有効な特殊設備安全監察員の証明書を呈示しなければならない。

第五十八条 特殊設備安全監督管理部門は特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関に安全監察を実施する際は、毎回の安全監察の内容、発見した問題及び処理状況について記録を提出し、かつ安全監察に参加した特殊設備安全監察員と検査を受ける単位の関係責任者が署名後分類して保管しなければならない。検査を受ける単位の関係責任者が署名を拒絶した場合は、特殊設備安全監察員が状況を記録し留めなければならない。

第五十九条 特殊設備安全監督管理部門は特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関に安全監察を実施する際、本条例と安全技術規範に違反する行為或いは使用中の特殊設備に潜在的な事故原因があることを発見した場合、書面にて特殊設備安全監察指令を出し、関係する単位が適時に措置を講じるよう命令し、潜在的な事故原因を是正或いは除去しなければならない。緊急の状況下で緊急措置を取る必要がある場合は、すぐ後で書類を発行して通知しなければならない。

第六十条 特殊設備安全監督管理部門が特殊設備を生産、使用する単位と検査測定機関に安全監察を実施し、重大な違法行為或いは深刻な潜在的な事故原因を発見した際は、必要措置を講じると同時に、適時に上級の特殊設備安全監督管理部門に報告しなければならない。報告を受けた特殊設備安全監督管理部門

は必要措置を講じ、適時に解決しなければならない。

違法行為或いは深刻な潜在的事故原因の処理について、当地の人民政府とその他の関連部門の支持と協力が必要な時は、特殊設備安全監督管理部門が当地の人民政府に報告し、かつその他の関連部門に通知しなければならない。当地の人民政府とその他の関連部門は必要措置を講じ、適時に解決しなければならない。

第六十一条 国務院特殊設備安全監督管理部門と省、自治区、直轄市の特殊設備安全監督管理部門は特殊設備の安全状況を定期的に社会に公表しなければならない。

特殊設備の安全状況を公表する際は、下記の内容を包括していなければならない。

- (一) 使用中の特殊設備の数量
- (二) 特殊設備の事故状況、特徴、原因分析、防止対策
- (三) その他公表が必要な状況

第六十二条 特殊設備に事故が発生した場合、事故が発生した単位は迅速に有効な措置を講じ、組織して応急手当し、事故の拡大を防止し、死傷者と財産の損失を減らし、かつ国家の関連規定に基づき、適時にありのままに、安全生産監督管理の職責を負う部門と特殊設備安全監督管理部門等の関連部門に報告しなければならない。覆い隠して報告しなかったり虚偽の報告をする、或いは引き伸ばして報告しない、ということはしてはならない。

第六十三条 特殊設備に事故が発生したものは、国家の関連規定に基づき、事故調査を実施し、責任を追及する。

第六章 法律責任

第六十四条 許可無く、無断で压力容器の設計活動に従事するものは、特殊設備安全監督管理部門が取締り、5万元以上20万元以下の罰金に処す。違法な所得のあるものはその所得を没収する。刑法に抵触する罪を犯したもので、責任のある主要人員及びその他の直接責任者は刑法の違法経営罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追及する。

第六十五条 ボイラー、ボンベ、酸素貯蔵庫及びロープウェー、大型娯楽設備の設計書類を、国務院特殊設備安全監督管理部門が審査許可した検査測定機関の鑑定を経ずに無断で製造に用いたものは、特殊設備安全監督管理部門が是正するよう命令し、違法に製造された製品を没収した上、5万元以上20万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯した者で、責任のある主要人員及びその他の直接責任者は刑法の偽造品劣悪品の生産販売罪、違法経営罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追及する。

第六十六条 安全技術規範の要求に基づき型式試験を実施しなければならない特殊設備製品や部品或いは特殊設備の新製品やその部品の試作品で、全体或いは部品の型式試験を実施していないものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎて是正しないものは2万元以上10万元以下の罰金に処す。

第六十七条 許可無く、無断でボイラー、压力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備及びその安全付属品、安全保護装置の製造、据付、改造及び圧力パイプの部品の製造活動に従事するものは、特殊設備安全監督管理部門が取締り、違法に製造された製品を没収する。既に据付、改造を

行ったものについては、本来の状態に戻すか、期限つきで許可を得た業者により改めて据付、改造をおこなうよう命令し、5万元以上20万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯した者で、責任のある主要人員及びその他の直接責任者は刑法の偽造品劣悪品の生産販売罪、違法経営罪、重大責任事故罪、或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第六十八条 特殊設備の出荷の際、安全技術規範の要求に基づき、設計書類、製品品質合格証明書、据付及び使用補修説明書、監督検査証明書等の書類を添付していない者は、特殊設備安全監督管理部門が是正するよう命令する。経緯が重大なものは生産、販売を停止するよう命令し、違法に生産、販売した製品金額の30%以下の罰金に処す。違法な所得があるものはその所得を没収する。

第六十九条 許可無く、無断でボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の補修或いは日常的な保守保全に従事するものは、特殊設備安全監督管理部門が取締り、1万元以上5万元以下の罰金に処す。違法な所得があるものは、その所得を没収する。刑法に抵触する罪を犯した者で責任のある主要人員及びその他の直接責任者は、刑法の違法経営罪、重大責任事故罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第七十条 ボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の据付、改造、補修を行う施工単位で、施工前に施工予定の特殊設備の据付、改造、補修の状況について、書面にて直轄市或いは区を設置している市の特殊設備安全監督管理部門に報告せずすぐに施工を行ったもの、或いは検収後30日以内に技術関連資料をボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備を使用する単位に引渡していないものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎて是正しないものは2000元以上1万元以下の罰金に処す。

第七十一条 ボイラー、圧力容器、圧力パイプの部品、クレーン、大型娯楽設備の製造過程と、ボイラー、圧力容器、エレベーター、クレーン、ロープウェー、大型娯楽設備の据付、改造、重大な補修の過程については、国务院特殊設備安全監督管理部門の審査許可を経していない検査測定機関が、安全技術規範の要求に基づき監督検査を実施し、出荷或いは引渡して使用したものは、特殊設備安全監督管理部門が是正するよう命令し、違法に生産、販売された製品を没収する。既に据付、改造或いは重大な補修を実施したものは、期限つきで監督検査を実施するよう命令し、5万元以上20万元以下の罰金に処す。違法な所得があるものは、その所得を没収する。経緯が重大であるものは、製造、据付、改造或いは補修する単位が既に得た許可を取り消し、かつ工商行政管理部門が営業許可証を取り上げる。刑法に抵触する罪を犯した者で、責任のある主要人員及びその他の直接責任者は、刑法の偽造品劣悪品の生産販売罪、或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第七十二条 許可無く、無断でボンベ充填活動に従事するものは、特殊設備安全監督管理部門が取締まり、違法に充填したボンベを没収し、5万元以上20万元以下の罰金に処す。違法な所得のあるものは、その所得を没収する。刑法に抵触する罪を犯したもので、責任のある主管人員及びその他の直接責任者については、刑法の違法経営罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第七十三条 エレベーターを製造する単位で下記の状態の一つにあたるものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しないものは、批判を通告する。

(一) 本条例第十九条の規定に従いエレベーターのチェックと試運転を実施していないもの。

(二) エレベーターの安全な運行状況について追跡調査を実施する際、重大な潜在的事故原因が存在するのを発見したが、適時に特殊設備安全監督管理部門に報告していないもの。

第七十四条 特殊設備を使用する単位で下記の状態の一つにあたるものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しないものは、2000 元以上 2 万元以下の罰金に処す。経緯が重大なものは、使用を停止、或いは操業停止、営業停止し肅正するよう命令する。

(一) 特殊設備の使用開始前或いは使用開始後 30 日以内に、特殊設備安全監督管理部門に登録せず、無断で使用を開始したもの。

(二) 本条例第二十六条の規定に従って特殊設備安全技術の資料を作り上げていないもの。

(三) 本条例第二十七条の規定に従って、使用中の特殊設備について経常的な日常の保守保全と定期的な自己検査を実施していない、或いは使用中の特殊設備の安全付属品、安全保護装置、測量コントロール装置及び関連付属計器について定期的なチェック及び検査と修理をせず、記録も提出していないもの。

(四) 安全技術規範の定期検査の要求に基づき、安全検査の合格有効期限満了の 1 ヶ月前に特殊設備検査測定機関に定期検査の要求を提出していないもの。

(五) 定期検査を経ていない、或いは検査に合格していない特殊設備を使用しているもの。

(六) 特殊設備が故障した或いは異常が発生したが、全面的な検査や潜在的な事故原因の除去を実施せず、継続して使用しているもの。

(七) 特殊設備の事故応急措置及び救援計画書を制定していないもの。

(八) 本条例第三十二条第二項の規定に従って、エレベーターの清掃、潤滑、調整及び検査を実施していないもの。

第七十五条 特殊設備に重大な潜在的事故原因が存在し、改造や補修の価値がない、或いは安全技術規範の規定する使用年限を超過するもので、特殊設備を使用する単位が廃棄せず、かつ最初に登記した特殊設備安全監督管理部門に取り消し手続をしていないものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しないものは、5 万元以上 20 万元以下の罰金に処す。

第七十六条 エレベーター、ロープウェー、大型娯楽設備を運営使用する単位で下記の状態の一つにあたるものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しないものは、使用停止する或いは操業停止、営業停止し肅正するよう命令し、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処す。

(一) ロープウェー、大型娯楽設備は毎日使用する前に、試運転と定例の安全検査を実施せず、かつ安全装置の検査確認を実施していないもの。

(二) エレベーター、ロープウェー、大型娯楽設備の安全注意事項と警告表示を乗客の注意を引きやすい目立つ位置に置いていないもの。

第七十七条 特殊設備を使用する単位で下記の状態の一つにあたるものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しないものは、使用停止する或いは操業停止、営業停止し肅正するよう命令し、2000 元以上 2 万元以下の罰金に処す。

(一) 本条例の規定に従い特殊設備安全管理機関を設置していない、或いは専任、兼任の安全管理者を配置していないもの。

(二) 特殊設備の作業に従事する人員で、相応の特殊作業員証書を取得せずに、持ち場につき作業をするもの。

(三) 特殊設備作業員に対し特殊設備の安全教育と訓練を実施していないもの。

第七十八条 特殊設備を使用する単位の主要責任者で、その単位で重大な特殊設備の事故が発生した際、直ちに組織して救援しない、或いは事故調査処理期間に勝手に持ち場を離れる、或いは逃げて行方をくらますものは、降格、免職処分に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の重大責任事故罪或いは

はその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

特殊設備を使用する単位の主要責任者で特殊設備の事故を隠して通報しなかったり、虚偽の報告をする、或いは時間を延ばして通報しないものは、前項の規定に従い処罰する。

第七十九条 特殊設備の作業者で特殊設備の操作規程と関連する安全規則制度に違反して操作をする、或いは作業の過程において潜在的な事故原因或いはその単の安全でない要素を発見していながら、現場の安全管理者と単位の関連責任者に直ちに報告しないものは、特殊設備を使用する単位が批判教育と処分を行う。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の重大責任事故罪或いはその他の罪に関する規定により、法に照らして刑事責任を追究する。

第八十条 審査許可を経ず、無断で本条例に規定する監督検査、定期検査、型式試験等の検査測定活動に従事するものは、特殊設備安全監督管理部門が取り締まり、5万元以上20万元以下の罰金に処す。違法な所得のあるものは、その所得を没収する。刑法に抵触する罪を犯したものは、責任のある主管人員とその他の直接責任者については刑法の違法経営罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第八十一条 特殊設備の検査測定機関で、下記の状態の一つにあたるものは、特殊設備安全監督管理部門が2万元以上10万元以下の罰金に処す。経緯が重大なものは、その検査測定資格を取り消す。

(一) 検査測定作業が安全技術規範の要求に合致していない。

(二) 特殊設備安全監督管理部門が組織して行う考査に合格かつ検査測定者証書を取得していない人員を招聘して任用し、検査測定に関する作業に従事させているもの。

(三) 特殊設備の検査測定を実施中に、重大な潜在的事故原因を発見したが、特殊設備を使用する単位に適時に告知せず、かつ特殊設備安全監督管理部門に直ちに報告しないもの。

第八十二条 特殊設備の検査測定機関と検査測定者が、虚偽の検査測定結果や鑑定結論を提出する、或いは検査測定結果や鑑定結論がひどく事実に合わないものは、特殊設備安全監督管理部門が検査測定機関に対し違法な所得を没収し、5万元以上20万元以下の罰金に処す。経緯が重大なものは、その検査測定資格を取り消す。検査測定者については、5000元以上5万元以下の罰金に処し、経緯が重大なものはその検査測定資格を取り消す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の仲介組織の人員による虚偽証明文書提供罪、仲介組織の人員による提出証明文書重大不実罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

特殊設備の検査測定機関と検査測定者で、虚偽の検査測定結果や鑑定結論を提出する、或いは検査測定結果、検定結論がひどく事実を異なり、損害をもたらした者は、賠償責任を引き受けなければならない。

第八十三条 特殊設備の検査測定機関或いは検査測定者で特殊設備の生産、販売に従事する、或いはその名義で特殊設備を推薦或いは監督製造や監督販売するものは、特殊設備安全監督管理部門が特殊設備の検査測定機関と検査測定者の資格を取り消し、5万元以上20万元以下の罰金に処す。違法な所得があるものは、その所得を没収する。

第八十四条 特殊設備の検査測定機関と検査測定者が検査測定業務を利用し特殊設備を生産、販売する単位を故意に困らせた場合は、特殊設備安全監督管理部門が是正するよう命令する。拒絶して是正しないものは、その検査測定資格を取り消す。

第八十五条 検査測定者で、検査測定業務に従事する際、特殊設備の検査測定機関で業務を執り行わ

ない、或いは同時に二ヶ所以上の検査測定機関で業務を執り行うものは、特殊設備安全監督管理部門が是正するよう命令する。経緯が重大なものは、就業停止 6 ヶ月以上 2 年以下の処罰を与える。違法な所得のあるものは、その所得を没収する。

第八十六条 特殊設備安全監督管理部門及びその特殊設備安全監察員で、下記の状態の一つにあたるものは、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者について、法に照らして降格或いは免職の行政処分に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の収賄罪、職権濫用罪、職責軽視罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

(一) 本条例に規定する条件と安全技術規範の要求に基づいた許可、審査許可、登記を実施しないもの。

(二) 許可、審査許可、登記を経ずして無断で特殊設備の生産、使用或いは検査測定活動に従事するのを発見していながら、取締りをしない或いは法に照らした処理をしないもの。

(三) 特殊設備を生産、使用する単位が本条例に規定する条件をもはや備えていないことを発見しても、そのもとの許可を取り消さない、或いは特殊設備を生産、使用する違法行為を発見しても取り調べて処理しないもの。

(四) 特殊設備の検査測定機関が本条例に規定する条件をもはや備えていないことを発見しても、そのもとの審査許可を取り消さない、或いはそれが虚偽の検査測定結果や鑑定結論を提出する、或いは検査測定結果と鑑定結論がひどく事実と異なる行為について取り調べて処理しないもの。

(五) 本条例の規定に従いその他の地方で許可を取得した特殊設備の生産単位について重複して許可を出す、或いは本条例の規定に従いその他の地方で検査測定に合格した特殊設備について重複して検査測定を実施したもの。

(六) 本条例と安全技術規範に違反する行為、或いは使用中の特殊設備に重大な潜在的事故原因を発見しながら、直ちに処理をしないもの。

(七) 重大な違法行為或いは重大な潜在的事故原因を発見しながら、上級の特殊設備安全監督管理部門に適時に報告しない、或いは報告を受けた特殊設備安全監督管理部門が直ちに処理をしないもの。

第八十七条 特殊設備を生産、使用する単位或いは検査測定機関で、特殊設備安全監督管理部門が法に照らして実施する安全監察を拒絶して受けないものは、特殊設備安全監督管理部門が期限つきで是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しないものは、操業停止、営業停止し肅正するよう命令し、2 万元以上 10 万元以下の罰金に処す。刑法に抵触する罪を犯したものは、刑法の公務妨害罪或いはその他の罪に関する規定に従い、法に照らして刑事責任を追究する。

第七章 付則

第八十八条 本条例の下記用語の意味は、以下の通りである。

ボイラーとは、各種の燃料、電気或いはその他のエネルギーを利用し、満たした液体を一定の数値に至るまで加熱し、かつ一定の圧力をかけ得る密閉設備を指す。その範囲は、容積 30L 以上と規定される圧力式蒸気ボイラー、出口の水圧が 0.1MPa (ゲージ圧力) 以上かつ規定の能率が 0.1MW 以上の圧力式温水ボイラー、有機熱担体ボイラーと規定する。

圧力容器とは、気体或いは液体を満たし、一定の圧力をかけ得る密閉設備を指す。その範囲は、最高作業圧力が 0.1MPa (ゲージ圧力) 以上かつ圧力と容積の積が 2.5 MPa·L 以上のガスと液化ガス及び最高作業温度が標準沸点以上の液体の固定式容器と移動式容器、公称作業圧力 0.2MPa (ゲージ圧力) 以上かつ圧力と容積の積が 1.0 MPa·L 以上のガスと液化ガス及び標準沸点が 60 以下の液体を満たすポンペ、酸素貯蔵庫等と規定する。

圧力パイプとは、一定の圧力を利用し、気体或いは液体を輸送する管状の設備を指す。その範囲は、最高作業圧力が0.1MPa(ゲージ圧力)以上の気体、液化気体、蒸気媒体或いは可燃性、爆発性、有毒性、腐食性、最高作業温度が標準沸点以上の液体媒体を輸送し、かつ公称直径25mm超のパイプと規定する。

エレベーターとは、動力により駆動し、剛性軌道にそって運行する箱型の物或いは固定線路にそって運行するタラップ(階段)を利用して、人や貨物を昇降或いは平行に運ぶ電気設備を指し、乗客(貨物)用エレベーター、エスカレーター、ムービングウォーク等を含む。

クレーンとは、重量物の垂直昇降或いは垂直昇降と水平移動を併せて行う際に用いる電気設備を指す。その範囲は、規定重量が0.5t以上のリフト、規定重量が1t以上でかつ引き上げ高度が2m以上のクレーンと荷重形式が固定された電動ホイスト等と規定する。

ロープウェーとは、動力により駆動し、軟性ワイヤーで牽引する箱型等の輸送機材を利用して人を輸送する電器設備を指し、空中ロープウェー、ケーブルカー、牽引式ケーブルウェー等を含む。

大型娯楽設備とは、営業目的で、載せる乗客の娯楽に用いる設備を指す。その範囲は、最大運行線速度が秒速2m/s以上のもの、或いは地面からの運行高度が2m以上の乗客用大型娯楽設備と規定する。

特殊設備とは、それに付属する安全付属品、安全保護装置及び安全保護装置に関する施設を包括する。

第八十九条 圧力パイプの設計、据付、使用についての安全監督管理規則は国務院が別途制定する。

第九十条 特殊設備検査測定機関が本条例の規定に従い検査測定を実施する際の、費用の受取りについては、国家の関連規定に従い実施する。

第九十一条 本条例は2003年6月1日より施行される。1982年2月6日国務院が公布した《ボイラー圧力容器安全監察暫定条例》は同時に廃止する。